○法務省告示第四百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
中日クラフト株式会社 / 愛知県春日井市御幸町一丁目三番地の二 / めっき	［項を加える。］
ケイ・マック株式会社 / 大阪府大阪市淀川区田川二丁目六番八号 / 金属プレス加工	［項を加える。］
双葉産業株式会社 / 大阪府箕面市粟生間谷西五丁目三番一号 / 座席シート縫製	［項を加える。］
ロ　［略］	ロ　［同上］
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	ハ　イ又はロ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
株式会社雄飛工業 / 茨城県水戸市住吉町三百七番地の一 / かわらぶき	［項を加える。］
株式会社永田組 / 神奈川県横浜市泉区上飯田町三千七百二十六番地コンフォールK二―百二 / とび	［項を加える。］
株式会社協和工事 / 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目四番五号 / 熱絶縁施工	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第四百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］